六戸町農業委員会8月定例総会議事録

開催年月日	平成24年8月21日 (火) 午後 4 時 00 分			
開催場所	六戸町役場 二階小会議室			
	1番 古 里 厚 子	2番 小野寺 邦 男	3番 渡 辺 耕 一	
	5番 小 泉 兼 雄	6番 三 浦 英 雄	7番 山 本 英 雄	
出席委員	8番 木 村 喜 和	9番 久 田 伸 一	10番 四 木 俊 一	
	11番 新 山 秀 男	13番 小 林 勲	14番 高 舘 孝	
	15番 金 渕 盛 一			
欠 席 委 員	12番 岡 田 寛 視			
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査			
書記及び	書 記: 事務局主査	参 与:事		
議事録署名者	議事録署名者 : 9番 久田侗	申一 委員 ・ 10番 四木俊-	一 委員	

	議案
町 報告第 5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 6号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 7号	農地の転用事実に関する照会について
議案第 7号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 8号	六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第 9号	農地の転用事実に関する照会について
県 議案第 5号	農地法第5条題1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について

日程	発 言 者	発言の要旨
1. 開 会	事務局	定刻になりましたのでこれより、8月農業委員会定例総会を開催します。 六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。 それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。
	会 長	金渕会長挨拶(省略)
	事務局	業務報告について局長よりお願いします。
	事務局長	資料に基づき業務報告を行う。
	事務局	六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行い ますので宜しくお願いします。
2. 開会宣言	議長	それでは、ただ今より8月総会を開会いたします。(4時分02分) 本日の欠席委員は12番岡田寛視委員です。
3. 議事録署名 委員の指名	議長	議事録署名委員の指名については、9番久田伸一委員・10番四木俊一委員を指 名します。
4. 参与、書記 の指名	議長	参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。
5. 会議規則第11 条の確認	議長	会議規則第11条(法律第24条)の確認については、該当者はおりません。

報告第 5号	議長	それでは、町議案の審議に入ります。 報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を 議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案3頁により説明(省略)
	議長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。
		~なしの声あり~
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第5号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		〜異議なしの声あり〜
	議長	異議なしと認めます。よって報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。
報告第 6号		つづいて、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでの、報告するものであります。 町議案5頁により説明(省略)

	議長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。
		~なしの声あり~
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第6号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか
		〜異議なしの声あり〜
	議長	異議なしと認めます。よって報告第6号「農地法第18条第6項の規定による 通知書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。
報告第 7号		つづいて、報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といた します。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明致します。 青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現 地調査の結果に基づき回答したので、報告するものであります。 町議案7頁により説明(省略)
	議長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。
	7番山本委員	場所はどの辺で、現況はどのようになっているのか。
	事務局	場所は岡沼集落で、県道ぞいの集落内の神社の西側です。 現場は建築後数十年経過していると思われる住宅と作業小屋かあります。
	議長	そのほかに質問ありませんか。

		~なしの声あり~
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第7号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		〜異議なしの声あり〜
	議長	異議なしと認めます。よって報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。
議案第 7号		つづいて、議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」 ご説明致します。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。 町議案9頁により説明(省略) 以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。
	議長	事務局からの説明が終わりました、それでは委員の皆さまが現地調査をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。
	代表 1番古里委員	農地法第3条及び5条の申請地と納税猶予を受けている土地について行いましたが、いずれの土地についても適正に耕作されている土地です。
	議長	事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

	14番高舘委員	33番と34番は農地としてはかなり高額であるが事情はどうなのか。
	事務局	両方とも住宅地の中に介在する農地で、宅地並みの価格で売買されていると思います。
	議長	他に質問ありませんか。
		~なしの声あり~
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第7号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		〜異議なしの声あり〜
	議長	異議なしと認めます よって議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定しました。 つづいて、議案第8合「六戸町農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
議案第 8号	事務局長	議案第8号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積 計画(案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画 を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。 町議案11頁~12頁により説明(省略)
	議長	事務局からの説明が終りましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。
		~なしの声あり~

	1	
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第8号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		〜異議なしの声あり〜
	議長	異議なしと認めます よって議案第8号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」は原案のとおり決することに決定しました。
議案第 9号	議長	つづいて、議案第9号に入りますが、六戸町農業委員会 会議規則第10条に「総会は通知及び公示した議案のみ審議することができる。ただし動議及び緊急を要する案件についてはこの限りでない」とありますので、委員の皆さまには通知しておりませんが、「農地の転用事実に関する照会について」を議題と致します
		。 それでは、事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第9号「農地の転用事実に関する照会について」説明致します。 青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、意 見を求めるものであります。 町議案14頁により説明(省略)
	議長	事務局からの説明が終りましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。
		~なしの声あり~
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第9号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		〜異議なしの声あり〜
	議長	異議なしと認めます

	議長	よって議案第9号「農地の転用事実に関する照会について」は原案のとおり決することに決定しました。
		つづいて、県議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に 係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
県 議案第 5号	事務局長	議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」ご説明致します。 農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 県議案3頁により説明(省略)
	議長	事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑ありませんか。
		~なしの声あり~
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより県議案第5号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
		〜異議なしの声あり〜
	議長	異議なしと認めます よって県議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る 意見について」は原案のとおり決することに決定しました。。
		以上をもちまして全案件の審議が終りましたので、8月総会を閉会します。 お疲れさまでした。